

幌延町新型コロナウイルス感染症緊急対策

道内で新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、町内の飲食業や宿泊業をはじめ、多くの業種で影響を受けております。それに対して町が行っている緊急経済対策（終了した事業も含む。）についてお知らせします。



1. 特定業種（飲食・宿泊業）経営持続化緊急支援給付金事業（6月末で申請終了）

【目的】 令和2年3月の売上額が著しく減少した幌延町内の個人・法人（商工会会員 ※入会予定者を含む。）で、「飲食業」「宿泊業」を営む者に経営の持続に資する緊急的支援として給付金を給付するものです。

【概要】（1）給付金相当額 20万円

（2）経営持続化支援相当額 上限50万円 ※（1）、（2）を合わせて申請可能

① 平成31年3月売上額から令和2年3月の売上額を差し引いた額に0.6を乗じた額

② 上の算定額が50万円に満たない場合、平成31年4月売上額から令和2年4月売上額を差し引いた額に0.6を乗じた額を上乗せする

※平成31年4月以降に開業した事業者は、令和元年12月～令和2年2月の3か月分の売上額の平均額から令和2年3月売上額を差し引いた額で算定します。

2. 緊急経済対策（消費喚起）商品券発行事業（6月7日販売、6月11日完売）

【目的】 地域経済活性化と住民生活支援策として、幌延町民を対象にプレミアム率を50%に拡大した商品券を販売するものです。



【概要】・販売額は1冊10,000円で、15,000円（500円券30枚）の商品券です。

・1冊の内訳は、①加盟店共通券12,000円分（24枚）、飲食店専用券3,000円分（6枚）です。

・購入は1世帯2冊までで、使用期限は9月30日（水）です。

3. 感染リスク低減・事業継続支援事業（8月31日まで申請可能）

【目的】 緊急事態措置を踏まえ、休業や営業時間の短縮、感染リスク低減につながる取り組み「新北海道スタイル」を行った事業者、または、営業収入が著しく減少している事業者（幌延町で事業を営む個人・法人の商工会会員 ※入会予定者を含む。）に対し、事業継続の下支えをするものです。

【対象要件】

① 令和2年4月25日（土）～5月15日（金）に休業、または2時間以上の営業時間短縮をした事業者

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年5月～7月期までのいずれかの月の売上額が前年同月と比較して著しく減少していることが認められた事業者。ただし、起業後1年に満たない事業者は、起業後、任意の連続した3ヶ月の売上額の平均と比較します。

【支給額】 ①もしくは②の要件を満たす事業者 20万円

※ 同一経営者が複数事業所を営んでいる場合、事業所の数にかかわらず1事業者とみなします。

お問い合わせ・申請先：幌延町商工会 電話：5-1428

企画政策課 企画政策グループ 電話：5-1114 告知端末機：5-8814